

まずは、ご相談から… 何れも公的機関ですので無料でお気軽にご利用いただけます！

お住まいの地域の商工会議所中小企業相談所へ

鹿児島商工会議所

〒892-8588 鹿児島市東千石町1-38-13F  
TEL:(099)225-9533 / FAX:(099)227-1977

鹿屋商工会議所

〒893-0015 鹿屋市新川町600  
TEL:(0994)42-3135 / FAX:(0994)40-3015

阿久根商工会議所

〒899-1624 阿久根市大丸町16  
TEL:(0996)72-1185 / FAX:(0996)72-1186

南さつま商工会議所

〒897-0006 南さつま市加世田本町23-7  
TEL:(0993)53-2244 / FAX:(0993)52-2016

指宿商工会議所

〒891-0401 指宿市大牟礼1-15-13  
TEL:(0993)22-2473 / FAX:(0993)24-3175

霧島商工会議所

〒899-4332 霧島市国分中央3丁目44-36  
TEL:(0995)45-0313 / FAX:(0995)45-5662

川内商工会議所

〒895-0052 薩摩川内市神田町3-25  
TEL:(0996)22-2267 / FAX:(0996)22-2269

枕崎商工会議所

〒898-8691 枕崎市中央町1  
TEL:(0993)72-3341 / FAX:(0993)72-2500

奄美大島商工会議所

〒894-0034 奄美市名瀬入舟町12-6  
TEL:(0997)52-6111 / FAX:(0997)54-0934

出水商工会議所

〒899-0205 出水市本町7-16  
TEL:(0996)62-1337 / FAX:(0996)63-0552

いちき串木野商工会議所

〒896-0015 いちき串木野市旭町178  
TEL:(0996)32-2049 / FAX:(0996)32-9891

鹿児島県よろず支援拠点へ

『カゴよろ』（正式名称：鹿児島県よろず支援拠点）は個人事業主・小規模事業者・中小企業の経営支援体制強化のため、国（中小企業庁）が鹿児島県に設置している無料経営相談所です。創業から経営改善まで、経営者の皆様のあらゆるご相談に対して、無料でアドバイス・支援を行い経営課題の解決をお手伝いし、多くの方々にご利用いただいています。

カゴよろ ☎(099)219-3740

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館1階  
✉ yorozu@kisc.or.jp Fax(099)223-7117



お問合せ先



公益財団法人 かがしま産業支援センター

経営支援課 ☎(099) 219-1273

✉ keiei@kisc.or.jp Fax(099)219-1279

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館2階



ご要望に応じ、直接貴社へご案内・ご説明にお伺いすることも可能です。鹿児島県からの委託に基づいた事業ですので、制度の説明、計画作成の支援を含め、費用は一切かかりません。ご不明な点などは、お気軽にお問合せください。

社長さんや個人事業主の皆さんへ

環境が大きく変わっている今こそ！  
新たな取組で、少しずつ前へ！

# 経営革新支援制度

新しい事業活動にチャレンジする皆さんを応援します！

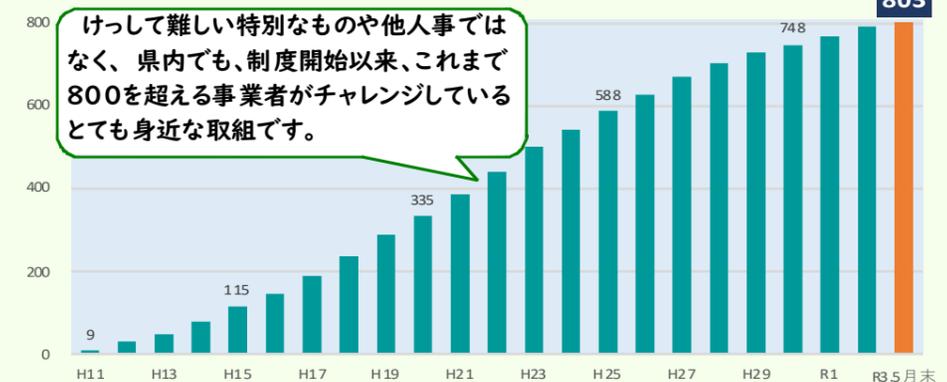
経営革新支援制度は、新商品や新サービスの開発、提供等に取り組む県内中小企業者等の計画を経営革新計画として鹿児島県が承認し、その実現のため経営の向上に努力する中小企業を応援する制度です。

今、いろいろ  
大変な時期だけど、  
だからこそ何か、新しい  
ことを始めよう！

新しい事業活動といっても、新商品やサービスの開発だけでなく、売り方やサービス方法の変化も革新に含まれ、その意味では、どの中小企業でも取り組むことが可能です。

漠然と考えている事業構想を計画書にまとめ、達成時期・達成目標の設定を行うことで、自社の事業をいま一度、じっくり見つめ直すきっかけにもなります。

県経営革新計画累計承認件数



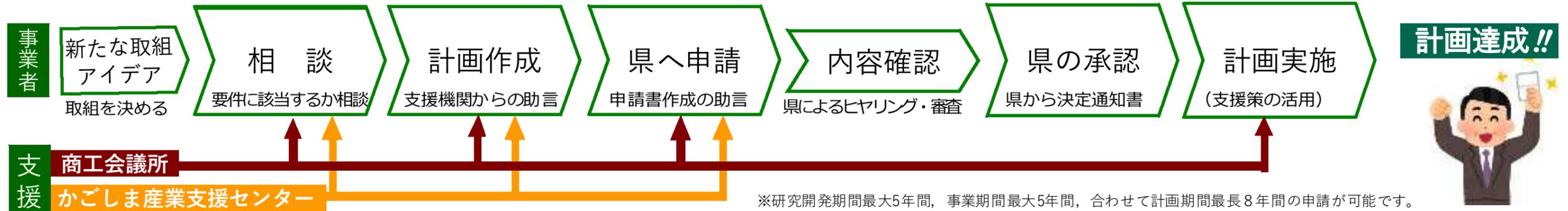
現在の中小企業は、少子高齢化・過疎化による需要減や、コロナ禍による消費者ニーズの変化など、変化の激しい厳しい経営環境に置かれています。これまでと同じことを同じようにやっても、成長はおろか次第に業績が下がりかねず、国や県は新たな取組にチャレンジする中小企業をさまざまな形で応援しています。

これまでに経営革新に取り組んだ事業者の皆様からは、「自社の課題や方向性が明確になった」、「社員の意識が向上した」との声も寄せられています。

あなたもこの機会に是非、  
経営革新にチャレンジしてみませんか？

## 経営革新計画 取組の流れ

**経営革新支援制度**は、事業者が新商品や新サービスの開発、提供等といった**新しい事業活動を盛り込み経営を向上させる経営計画**(事業期間:3~5年間※)を策定し、申請・審査を経た上で**県知事から承認**を受け、計画の実施に取り組むものです。



## 経営革新計画のメリット・効果

**現状や課題の把握** 計画策定を通して、現状や課題がはつきりし、これから会社が目指す方向を明らかにできます。業界動向や市場分析により、自社の立ち位置や、改善すべき課題が目に見えるようになります。

**組織力の向上** 計画と目標が具体的になり、共有化できるため、全社員で目標達成に努力する組織体制が構築され、社員同士の結束力・一体感が強まり、業務への意識が高まります。

**業績の向上** 目標が明確となり、実績との比較により現状の改善点が把握でき、業務改善を図りやすくなります。全社一体となった計画実行により、新規開拓が進み、売上アップが期待できます。

**信用度・認知度の向上** 経営革新に取り組む企業として認定されるため、外部の評価が上がり、金融機関からの信用度アップや、受注の拡大、認知度向上による優秀な人材確保なども期待できます。

## 新しい事業活動と目標とする経営指標

**新しい事業活動** とは、次の5つの新たな取組のことです。



**経営の向上** とは、2つの指標が目標値まで伸びることです。



- 付加価値額又は1人当たりの付加価値額 → **1年あたり平均3%以上**
- 給与支給総額 → **1年あたり平均1.5%以上**

※ 計画終了時に、目標どおりの経営の向上が図れなくても、ペナルティはありません。

## よくあるご質問

**Q1) 経営革新計画策定のポイントは何ですか？**

**新規性** …自社にとっての新しい要素が取り入れられているか。

**実現可能性** …実際に実現することが可能な内容か。

**収益性** …収益をあげることができ

る内容か。などが県の承認審査のポイントとなります。

**Q2) 申請対象とならない事業者はありますか？**

① 中小企業等経営強化法第2条の中小企業等に該当しない企業

(例)医療法人、特別医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人など

② 営利を目的としない企業、団体

③ 今から創業する方や創業間もない(最初の決算(税務申告)を終えていない)事業者

④ 登記上の本社所在地が県内にない事業者、個人事業主で住民登録が県外の方などは対象となりません。

**Q3) 新たな事業活動に該当しない事例はありますか？**

① 既存事業拡充の設備投資、床面積の拡大、店舗の増加

② 卸売・小売業での取扱品目、販売品目を増やすだけの取組

③ 大手企業によるフランチャイズ化や代理店への加盟するだけの事業

④ 既存品の輸入販売権の取得による販売

⑤ M & Aによる業容拡大などは該当しないことがあります。

## 主な支援制度

**政府系金融機関による低利融資** …通常の条件より優遇された特別融資

**県信用保証協会による保証の特例** …保証の別枠設定・保証限度額の引上げ

**県融資制度(新事業チャレンジ資金)** …経営革新に取り組む企業を応援する資金

**県経営革新支援事業費補助金** …経営革新計画の知事承認を受けた企業対象  
・対象事業: 新商品・新技術開発, 販路開拓  
・補助率: 事業費の1/2以内、上限額: 2百万円

**将来の支援策への活用(計画の共用)**

経営革新計画に沿った事業の実施、実施状況の確認・評価、必要に応じた見直しを繰り返しながら、常に経営状況に即した実効性のある計画とすることで、新しい公的支援に応募する際のベースとして、迅速な申請が可能となります。例えば、国の「ものづくり補助金」や「事業承継・引継ぎ補助金」では、県から承認を受けた経営革新計画を作成していることで、審査の加点対象となります。

※この他に「販路開拓の支援」、「特許関係料金の減免」などの支援制度があります。